

物件調査
簡易価格査定

重要事項説明書
売買契約書

上記の不動産契約関連書類の作成等において
以下のお悩みをお持ちの方はご連絡下さい

経験が少ない！
不慣れである！

面倒である！

時間がない！
人手不足！

～ ご提出書類の作成規準 ～

信託銀行不動産部在職中に取引した相続案件（底地・借地を含む）、債権回収案件、信託受益権案件等の様々な実務経験に基づく物件調査をベースに信託銀行不動産部在職中に習得した事務マニュアル基準を活かした極めて細やかな重要事項説明書・契約書等の関係書類を作成致します。

簡易価格査定書は、相続税路線価等および評価通達付表を利用した簡便評価法と財産評価基本通達による特殊な画地（不整形地・無道路地・広大地・過小宅地・崖地・高圧線下地等）の簡便評価法に基づき作成致します。



お客様が弊社にご希望されます業務					
☐	☐	☐	☐	☐	☐
物件調査	重説作成	契約書作成	引渡書類整理	書類の確認検証	価格査定
お客様名 （貴社名） 御住所 部署 ご担当者 ご連絡		TEL : e-mail :			
対象不動産の所在地		FAX			
		部屋番号：			
対象不動産の現在状態					
☐ 土地 ☐ 更地 ☐ 駐車場として利用中 ☐ 空家付 ☐ 底地 ☐ 借地		☐ 土地・建物 ☐ 自戸建住宅または自用ビル ☐ 居住用ビル ☐ 事務所ビル ☐ 店舗ビル ☐ 倉庫・工場		☐ 区分所有 ☐ 居住用 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ その他	
契約締結予定日					
決済・引渡予定日					
所轄諸官庁および関係会社に対し、対象不動産に関する調査を実施するため、弊社作成の包括委任状を売主様との間にてご締結させて頂くことは可能でしょうか。				☐ 可能です ☐ 不可能です	
ご提供頂きたい資料		住宅地図（対象不動産を赤枠等にて囲いご確定下さい）			

e-mail : r-shiratori@sealion.co.jp